



《会計・税務の知識》 税務代理権限証書が新しくなりました。

受付印		税務代理権限証書		※整理番号	
令和 年 月 日	税理士は	氏名又は名称			
殿	税理士法人	事務所の名称及び所在地			
		電話			
		所属税理士会等	登録番号等	税理士会第	支部号
上記の税理士を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。					
過年度の税務代理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。）。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】				<input checked="" type="checkbox"/>
調査の通知・終了の際の 手続に関する 同意	上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への下表の通知又は説明等は、私（当法人）に代えて当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】				<input checked="" type="checkbox"/>
	調査の通知				<input checked="" type="checkbox"/>
	調査終了時点において更正決定等をすべきと認められない場合における、その旨の通知 調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合における、調査結果の内容の説明等 （当該説明に併せて修正申告等の勧奨が行われる場合における必要な説明・書面の交付を含む。）				<input checked="" type="checkbox"/>
代理人が複数ある場合における 代理人の定め	上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、当該代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合は□にレ印を記載してください。】				<input type="checkbox"/>
~~~~~					
<input type="checkbox"/>					
2 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項					
更正通知書、加算税に係る賦課決定通知書、予定納税額の通知書、予定納税額の減額申請に係る承認又は却下の通知書、適格請求書発行事業者の登録通知書					
3 その他の事項					
電子申告により申告を行う旨。					
~~~~~					
委任状					
令和 年 月 日					
上記の _____ を代理人と定め、 _____ について、委任します。					
依頼者： _____ （住所又は事務所の所在地は、上記税務代理権限証書に記載のとおり）					
※事務処理欄	部門	業種		他部門等回付	() 部門

はじめに

令和4年度の税制改正等により、税務代理権限証書の様式が改正され、令和6年4月1日から新様式となります。

1. 税務代理権限書とその意義

税務代理権限証書は、税理士が納税者に代わって申告手続き等を行う場合に、税務署に提出する必要のある書類です。

2. 主な変更点

改正に伴う変更点は以下のとおりです。

- 「事務所の名称及び所在地」から「連絡先」が削除されました。
- 「調査の通知に関する同意」欄が細分化されました。
これにより、税理士に対して調査の通知や終了の際の手続きに同意することを明示的に記載できるようになりました。

○「税務代理の対象となる書類の受領に関する事項」が追加されました。

税理士が納税者の代理として書類を受領する際、具体的な書類名を記載できる欄が新たに設けられています。

これにより、納税者と税理士の双方がどの書類についての代理を行うかを明確にすることができます。

○「委任状」の項目が追加されました。

納税証明書の受領や申告書・青色決算書の閲覧など、税理士が税務代理を行う範囲に含まれない行為を委任する場合、その内容を記載することで委任状として使えるようになります。

おわりに

普段見慣れない方も多いかもしれませんが、お手元の決算書等で確認してみてください。

(担当：岩崎)